

業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「タレントマネジメントシステム運用等委託業務」に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、人材情報の一元管理による適切な人材活用及び人材育成等を図るため、乙が提供するタレントマネジメントシステムを導入することとし、乙は、その導入補助及び運用保守を行うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金〇〇, 〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息を付けない。

3 甲は、乙が本契約を全て履行したとき、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金免除の場合】

（契約保証金）

第4条 契約保証金は佐賀県財務規則第115条第3項第〇号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定めるタレントマネジメントシステム運用等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、タレントマネジメントシステムの正常な使用について責任を負うものとする。

2 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 委託業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ書面により甲の承諾を得るものとする。

4 乙は、再委託先に、本契約において乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

5 乙は、再委託先に、本契約内容を遵守させなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならな

い。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について随時に調査を行い、又は報告を求めることができるほか、乙が業務を履行する場所等に立ち入ることができるものとする。

2 甲は、前項の調査、報告、立入りの結果、業務の履行に関して改善が必要と認めるときは、乙に対して必要な指示を与えて適正な履行を求めることができるものとする。

(契約の変更)

第9条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料又は委託期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、委託業務の内容をやむを得ない事情により変更する必要があるとき、又は業務の履行が不可能となったときは、書面により速やかに甲と協議し、同意を得た上で契約の内容を変更することができる。

(完了報告及び検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）及び成果物を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、その結果を乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、甲から前条第2項の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により、前項の規定による利用料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数について年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約内容の不適合責任)

第12条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第10条の規定による成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(履行遅滞の場合における遅延損害金)

第13条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し、年3.0%の割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
 - (2) 甲が相当期間を定めて催告した後も乙の債務が履行されないとき。
 - (3) 支払いの停止があったとき、又は乙が仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (6) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金等)

第15条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責に帰する理由により、本契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙又は乙の使用人は、本契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(権利の帰属)

第18条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

7 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(権利の侵害)

第19条 乙は、本契約の履行に当たって第三者の著作権等の権利を侵害してはならない。

2 本契約の履行に当たって第三者の著作権等の権利侵害が発生した場合には、乙がその責を負うものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害により必要な経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議の上決定するものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、本契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの保護)

第21条 乙又は乙の使用人は、本契約による業務を行うために甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第22条 本契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第23条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 住所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
氏名 佐賀県総務部人事課長 堤 康之

乙 住所 ○○○○
氏名 株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○